

# 新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針

令和5年3月13日

土庄町長 岡野 能之

令和2年3月28日に、国において決定された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、国、県、町がそれぞれの役割を果たすべく、これまで対策を講じてきました。

香川県においては、令和4年1月2日に県内初のオミクロン株陽性者が確認された後、感染者数、確保病床使用率の増減を鑑み、感染防止対策に努めてきました。

県対処方針に基づき、令和4年11月9日から警戒レベルを「感染拡大防止対策期」、令和5年3月13日からは、最も低い「感染警戒対策期（レベル1）」とし、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じる感染拡大の防止に努めています。

土庄町においても、県の方針を踏まえ、町における新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針を変更しました。引き続き、感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

この方針は、現時点での対応となります。国は、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとしています。新たな情報については、随時周知するとともに、今後の感染拡大の状況、国・県の方針を踏まえ、更新してまいります。

## 基本方針

1. 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策の徹底を推進する。「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では着用を推奨する。※厚生労働省の別添リーフレットを参照
2. 町主催の催物（イベント等）の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項等を踏まえ、規模要件等に沿って開催し、「新しい生活様式」や、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を講じることを前提に開催を可能とする。※県公表のイベント等の開催に係る留意事項を参照
3. 発生届の対象外の方に、陽性者登録を行うよう協力要請する。
4. 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策の徹底と感染リスクの高い行動を控えるよう協力依頼する。